

お父さんのための子育て手帳「だいすきお父さん」への広告掲載に関する取扱基準

平成 28 年 10 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、水戸市広告掲出等に関する要項（平成 19 年水戸市告示第 160 号。以下「要項」という。）第 17 条の規定に基づき、お父さんのための子育て手帳「だいすきお父さん」（以下「掲出物」という。）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第 2 条 広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 広告の規格 1 枠 縦 5.0cm×横 6.0cm

(2) 掲載面 掲出物最終 2 ページ他 30 枠

(3) 色彩 2 色刷り

2 市長は、前項の規定にかかわらず、掲出物の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置及び広告の色を変更することができる。

(広告掲載の申込み等)

第 3 条 広告掲載をしようとする者は、お父さんのための子育て手帳「だいすきお父さん」広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長が広告掲載の可否を決定したときは、お父さんのための子育て手帳「だいすきお父さん」広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 広告掲載は、申込みの受付順により決定するものとする。

(掲載料)

第 4 条 掲載料は、1 枠 5,000 円とする。

付 則

この基準は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

この基準は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。

この基準は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。